

## \*和泉市保育士等就職支援補助金について\*

### 令和6年度から「拡充」のお知らせ

和泉市保育士等就職支援補助金は、和泉市で新たに勤務する保育士等を対象にした助成金制度です。市内の民間保育所・認定こども園・小規模保育事業・幼稚園で勤務を開始する保育士、保育教諭、または幼稚園教諭に対し、勤務先の民間保育施設等から就職支援金（最大50万円）が支給されます。



コダイくん



ロマンちゃん

#### ○支給額

**(令和6年度から「就職2年目」にも支給し、最大50万円に拡充)**

1人当たり、採用1年目に25万円、採用2年目にも25万円を支給します。

#### ○対象者

**(令和6年度から「新卒又は未経験と3年以上のブランクのある復職」に拡充)**

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

1. 補助年度又は補助年度の前年度に、和泉市内の保育所等において新たに採用され、保育士、保育教諭、または幼稚園教諭として勤務に従事していること。ただし、施設長として勤務する者は除く。
2. 保育士資格または幼稚園教諭免許を取得していること。
3. 1か月につき20日以上かつ1日につき6時間以上相当の常勤として勤務する者であつ

て、当該保育所等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

4. 1年目の支給を受けた場合には、保育所等に勤務を開始した日から起算して1年以上継続して勤務すること。2年目の支給を受けた場合には、保育所等に勤務を開始した日から起算して2年以上継続して勤務すること。

5. 保育所等に勤務を開始した日において、以下のいずれかに該当すること。

ア 過去に保育所等において、保育士等として通算して1年以上勤務した実績がないこと。

イ 直近の保育士等としての退職日から3年(36月)以上の期間を空けて復職したこと。

6. 過去に和泉市保育士等就職支援補助金の補助対象者でないこと。

※和泉市に在住していない方も対象です。

### ○補助対象施設

和泉市内に所在する民間保育施設等を運営し、常勤職員として雇用した保育士等に対し、勤務を開始したことに対する一時金を雇用開始と同一年度及び翌年度に支給する施設が対象です。

民間保育施設等とは以下の施設です。

- ・保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）
- ・認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園）
- ・小規模保育事業所（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
- ・幼稚園（預かり保育を実施している施設）（学校教育法第1条に規定する幼稚園）

### ○申請方法

支給はお勤めする各保育施設から行われます。（市から各保育施設に対して助成）

### ○補助対象期間（令和9年度採用まで延長）

この事業は令和9年度に採用された方までが対象となる予定です。

<お問い合わせ先>

教育委員会事務局教育・こども部

こども未来室幼保運営担当

TEL：0725-99-8137（直通）

Email：youhoun@city.osaka-izumi.lg.jp